

公益社団法人全国都市清掃会議表彰規則

平成 23 年 2 月 4 日 第 172 回理事会決定

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人全国都市清掃会議（以下「本会」という。）が清掃事業の普及発展及び本会の事業に貢献し特に功績顕著な者等に対して行う表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種別)

第 2 条 表彰は、会長表彰及び感謝状により行う。
2 会長表彰は、功労賞、有効賞、勤続賞とする。

(表彰基準)

第 3 条 前条の表彰は、次の各号に該当する者を対象とする。

- (1) 功労賞は、清掃事業の普及発展及び本会の事業に貢献し、特に功績顕著であった者
- (2) 有効賞は、清掃事業について有益な研究、発明又は著作をした者、優秀な論文を本会機関誌に発表した者及び我が国清掃事業を海外に宣揚した者
- (3) 勤続賞は、清掃事業に永年従事し、勤務成績が優秀な者
- (4) 感謝状は、廃棄物の処理及び清掃に関する事業の進展に寄与し、もって、本会の発展に多大の貢献をした者

(表彰)

第 4 条 功労賞、有効賞、感謝状は、会長が通常総会において贈呈する。
2 勤続賞は、各地区において贈呈する。
3 表彰受賞者には、表彰状を授与し、あわせて記念品を贈呈する。

(受賞者数)

第 5 条 表彰受賞者数は、当該年度の予算の範囲内とする。

2 前項に係わらず、勤続賞受賞者数については、当分の間、310 人以内とする。

(受賞者の決定)

第6条 感謝状の受賞者は、理事会で決定する。但し、これにより難い特別の事情がある場合は会長及び副会長が協議して決定することができる。

2 功労賞、有効賞、勤続賞の受賞者は、表彰審査委員会の議を経て、理事会で決定する。
(表彰審査委員会)

第7条 表彰審査委員会は、委員15人以内で構成し、会長の付託を受けて表彰候補者を審査、決定するほか、必要な事項を審議する。

2 会長は、必要があると認めたときは、前項に定める付託を行う前に、表彰審査委員会以外の委員会の意見を求めることができる。

(補 則)

第8条 この規則を施行するために必要な事項は、表彰審査委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人全国都市清掃会議の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。